

令和6年度通常総代会開催の公告

令和6年度牧之原畑地総合整備土地改良区通常総代会を開催しますので公告します。

令和7年3月17日

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長 染谷 絹 代



記

1. 開催の期日 令和 7年 3月27日 (木)
2. 開始の時刻 午前 9時30分
3. 場 所 島田市島550-2 島田市金谷生きがいセンター 夢づくり会館
4. 議 題
 - 承認第1号 令和5年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 事業報告書の承認について
 - 承認第2号 令和5年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 一般会計及び管理費特別会計財務諸表等の承認について
 - 監報第1号 定期監査の結果報告について
 - 承認第3号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 一般会計収支補正予算(第1次)について
 - 承認第4号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 一般会計収支補正予算(第2次)について
 - 承認第5号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 一般会計収支補正予算(第3次)について
 - 承認第6号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 管理費特別会計収支補正予算(第1次)について
 - 承認第7号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 管理費特別会計収支補正予算(第2次)について
 - 承認第8号 令和6年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 管理費特別会計収支補正予算(第3次)について
 - 第1号議案 牧之原畑地総合整備土地改良区 定款、規約及び規程等の一部改正について
 - 承認第9号 牧之原畑地総合整備土地改良区 規程及び細則の一部改正について
 - 承認第10号 牧之原畑地総合整備土地改良区 監査細則の一部改正について
 - 第2号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 事業計画並びに一般会計、管理費特別会計収支予算について
 - 第3号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 管理賦課金の賦課保留について
 - 第4号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 賦課金の徴収時期及び方法について
 - 第5号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 加入金について
 - 第6号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 金銭及び余裕金の預入先について
 - 第7号議案 令和7年度 牧之原畑地総合整備土地改良区 借入金について
 - 第8号議案 牧之原畑地総合整備土地改良区 農地転用等決済金単価の改正について
 - 第9号議案 附帯決議

総代のみなさまへ

令和7年3月17日

令和6年度牧之原畑地総合整備土地改良区通常総代会における
書面議決の採用について（理由書）

【決定事項】

令和7年3月27日開催の令和6年度牧之原畑地総合整備土地改良区通常総代会において、欠席予定の総代に対し書面議決を採用するものとします。

【理由】

- ・「新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの感染拡大」が懸念されること。
- ・総代会議事の必要議決権数に達しないおそれがあること。

以上の理由から、今回は、欠席予定者に対して「書面議決」を採用することとします。

【法的根拠】 土地改良法

（議決権及び選挙権）

第31条 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2 組合員は、第28条第1項（第29条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。

3 略

4 前2項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5～7 略

（重要事項の議決方法）

第33条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

1 定款の変更

2 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請、第87条の2第4項の規定による同意又は土地改良事業の廃止

3 解散又は合併

※当土地改良区定款では、書面議決の具体的方法は定められていませんが、農林水産省発の事務連絡(令和2年2月27日付)により、あらかじめ総代に書面による議決の具体的方法を周知することにより、対応が可能とされています。

牧之原畑地総合整備土地改良区